

市町村復興関係職員確保アクション・プラン 新旧対照表

改正後	現 行	改正理由
<p>市町村復興関係職員確保アクション・プラン</p> <p>凡例：【 】→主体、〔 〕→時期 ※→留意点、参考など</p>	<p>市町村復興関係職員確保アクション・プラン</p> <p>凡例：【 】→主体、〔 〕→時期 ※→留意点、参考など</p>	
<p>一 市町村震災関係職員確保連絡会議における情報共有・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町及び県において会議開催のみならずメール等の活用により効率的かつスピーディーに情報共有及び取り組みの検討を行うことにより、効率的・効果的・迅速な取り組みを推進する。 ※ 市町及び県の内部においては、人事担当課と事業担当課との間で、適切に情報を共有する。 ※ 市町と県との間においては、事業担当課相互間においても、適切に情報共有及び協議を行う。 	<p>一 市町村震災関係職員確保連絡会議における情報共有・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町及び県において会議開催のみならずメール等の活用により効率的かつスピーディーに情報共有及び取り組みの検討を行うことにより、効率的・効果的・迅速な取り組みを推進する。 ※ 市町及び県の内部においては、人事担当課と事業担当課との間で、適切に情報を共有する。 ※ 市町と県との間においては、事業担当課相互間においても、適切に情報共有及び協議を行う。 	
<p>二 市町村における復興関係職員の不足<u>人数</u>の把握 【市町、県】〔毎月1日現在で更新〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不足<u>人数</u>を適切に把握し、市町と県とで共有する。 ・ 特に<u> </u>、市町において見込みが困難なものは、県において事業量から推計して示すなど、市町を支援する。 	<p>二 市町村における復興関係職員の不足<u>数</u>の把握 【市町、県】〔H24.6以降毎月更新〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不足<u>数</u>を適切に把握し、市町と県とで共有する。 ・ 特にポイントとなる<u>区画整理等</u>に携わる職員など、市町において見込みが困難なものは、県において事業量から推計して示すなど、市町を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 文言の修正
<p>三 復興関係職員の不足を解消するための取組</p> <p>1 市町における職員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2及び3を求める前提としても、市町の自助努力として、柔軟かつ積極的に実施することが求められる。 ・ 県は、市町の自主性・主体性を尊重しつつ、指導助言及び支援に努める。 ※ 以下の(1)から(3)まで及び(4)のうち特別職として採用する場合に要する経費については、その全額が震災復興特別交付税により措置される。また、(4)のうち特別職として採用する場合以外の場合については<u> </u>雇用創出基金事業を活用できる。 	<p>三 復興関係職員の不足を解消するための取組</p> <p>1 市町における職員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2及び3を求める前提としても、市町の自助努力として、柔軟かつ積極的に実施することが求められる。 ・ 県は、市町の自主性・主体性を尊重しつつ、指導助言及び支援に努める。 ※ 以下の(1)<u>ないし</u>(3)<u> </u>に要する経費については、その全額が震災復興特別交付税により措置される。また、(4)<u> </u>については<u>震災復興特別交付税のほか</u>雇用創出基金事業を活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 事業の進捗に伴う修正
<p>(1) 任期付職員の採用 【市町】〔随時〕</p>	<p>(1) 任期付職員の採用 【市町】〔随時〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用できる財源の整理

- ・ 県は、市町が希望する場合には、合同採用試験の取り組みを支援する。【県】
- ※ 既に沿岸15市町全てが条例を制定し、任期付職員を採用している。
- ・ 全国の地方公共団体職員の派遣には限界があるため、民間や公務員OBなど国から情報提供される人材を即戦力として積極的に採用する。
- ※ 民間企業の従業員の身分を有したまま採用する場合も財源措置される。
- ・ 県は、沿岸部市町で勤務する意欲のある県内市町村職員OBの情報をとりまとめ、市町に提供する。【県】

- (2) 再任用職員の採用 【市町】〔随時〕
 ※ 年金制度の改正による雇用と年金の接続の関係から再任用職員が増加しており、不足解消の方策として活用できる。
- (3) 任期の定めのない常勤職員の採用 【市町】〔随時〕
- (4) 臨時・非常勤職員の採用 【市町】〔随時〕
 ※ 民間企業の従業員の身分を有したまま地公法3条3項3号の特別職として採用する場合も財源措置される。

2 他地方公共団体への職員の派遣要請

- (1) 現在、派遣頂いている団体に対する継続派遣要請【市町】
- ・ 現在、派遣頂いている職員について、そのほとんどが翌年度以降も引き続き必要となる。派遣元の地方公共団体に対し、継続派遣を要請する。

(2) 現在、不足している職員の派遣要請

ア 国への派遣あっせんの要請

- ・ 国が実施する派遣_____スキームにおいて、国へ要望する。
 【市町→県→国】〔_____随時〕

イ 他地方公共団体への直接要請 【市町】

- ・ 市町においては、友好都市等の繋がりを活用した新規・継続派遣要請を積極的に実施することが求められる。
- ・ 県も、他都道府県に対し、当該都道府県職員又は当該都道府

- ・ 県は、市町が希望する場合には、統一_____試験の取り組みを支援する。【県】〔すみやかに希望する市町と検討を開始〕
- ※ 既に任期付職員の採用を実施した団体は、別紙のとおり。

- (2) 再任用職員の採用 【市町】〔随時〕

- (3) 任期の定めのない常勤職員の採用 【市町】〔随時〕

- (4) 臨時・非常勤職員の採用 【市町】〔随時〕

2 他地方公共団体への職員の派遣要請

- (1) 現在、派遣頂いている団体に対する継続派遣要請【市町】

- ・ 現在、派遣頂いている職員について、そのほとんどが来年4月以降も引き続き必要となる。派遣元の地方公共団体に対し、継続派遣を要請する。

(2) 現在、不足している職員の派遣要請

ア 国への派遣あっせんの要請

- ・ 国が実施してきた各種スキームにおいて、国へ要望する。
 【市町→県→国】〔不足数を把握次第すみやかに、以後、随時〕

イ 他地方公共団体への直接要請 【市町】

- ・ 市町においては、友好都市等の繋がりを活用した新規_____派遣要請を積極的に実施することが求められる。
- ・ 県も、他都道府県に対し、当該都道府県職員又は当該都道府

- ・ 文言の修正
- ・ 実績は別途とりまとめ。条例制定状況を踏まえた修正
- ・ 新たな取組みの追加

- ・ 年金制度改正による追加

- ・ 活用できる財源を追加

- ・ 文言の修正

- ・ 文言の修正

- ・ 継続派遣要請を追加

県内の市町村の職員の派遣について、直接要請する。

【県】〔 _____ 市町と相談しつつ実施〕

- ・ 県内市町村に対しても、当該市町村職員の派遣について、直接要請する。【県】

ウ 任期付職員を市町に代わり採用し、派遣

- ・ 県は、市町の希望に応じ、その実施について検討する。

【県】〔 _____ 任期付職員の採用を希望する市町と調整 _____ 〕

- ・ 全国の地方公共団体職員の派遣には限界があるため、イにあわせて他都道府県に実施を要請する。【市町・県】

エ 宮城県職員の派遣 【県】〔市町の要請に応じ、随時〕

- ・ 宮城県自身が膨大な復旧・復興事務を抱え、更なる派遣受け入れを必要としている状況ではあるが、緊急性・重要性の高い職については、市町村の要請に応じ、追加的派遣に努める。

(3) 翌年度以降の職員派遣を要請しない場合等

ア 他の市町への派遣先変更要請

- ・ 市町においては、復興事業の進捗により翌年度以降の職員派遣の全部又は一部を要請しない場合は、派遣元地方公共団体に対し、職員が不足している他の市町への派遣を要請する。【市町】

- ・ 県においては、他の市町への派遣が円滑に行われるよう市町と連携し、情報提供を行うとともに、必要に応じて当該派遣元地方公共団体と調整を行う。【県】

イ 任期を更新しない任期付職員の他の市町での採用

- ・ 市町においては、任期満了又は復興事業の進捗により任期付職員の任期を更新しない場合は、当該職員の意向を踏まえ、県を通じて当該職員を任期付職員として採用することを希望する他の市町に情報を提供する。【市町、県】

3 復興関係職員の必要数を削減するための取り組み

県内の市町村の職員の派遣について、直接要請する。

【県】〔すみやかに市町と相談しつつ実施〕

ウ 任期付職員を市町に代わり採用し、派遣

- ・ 県は、市町の希望に応じ、その実施について検討する。

【県】〔すみやかに任期付職員の採用を希望する市町と検討を開始〕

※ 東京都が、被災市町（宮城県においては気仙沼市及び南三陸町）の希望に応じ、9月に任期付職員を派遣した。本県のほか別紙のとおり全国の自治体も実施。

エ 宮城県職員の派遣 【県】〔市町の要請に応じ、随時〕

- ・ 宮城県自身が膨大な復旧・復興事務を抱え、更なる派遣受け入れを必要としている状況ではあるが、緊急性・重要性の高い職については、市町村の要請に応じ、追加的派遣に努める。

※ H25年度は、43人の職員を派遣予定。

3 復興関係職員の必要数を削減するための取り組み

- ・ 文言の修正
- ・ 新たな取組みの追加

- ・ 文言の修正
- ・ 新たな取組みの追加

・ 実績は別途とりまとめ

・ 実績は別途とりまとめ

・ 新たな取組みの追加

- ・ 以上の「1 市町における職員の採用」については、対応できる職種や予算的な制約がある。また、「2 他地方公共団体からの職員の派遣」についても、地方公共団体が職員削減を進めてきたことに加え、全国的な公共事業の増加により派遣余力が大きくないことに鑑みると、限界がある。
- ・ そうした中で、以下の取り組みが重要となるものであり、積極的に取り組む。
- ※ これまでに、市町へのアンケート調査やヒアリング を実施し、その結果を基に取り組んだ。

(1) 地方振興事務所等による業務支援の強化

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。

(2) 民間等への業務委託

- ・ 県及び市町で共同して民間（UR等）及び国に対し要請する。

(3) 県の業務受託

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 業務受託について国の制度的対応が必要な場合には、市町及び県で共同して国に要望する。
- ※ これまでに、災害廃棄物の二次処理や災害公営住宅の建設などについて、県が業務受託している。

(4) 仕事量の削減につながる業務の簡素化等

- ・ 県の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 国の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、市町及び県で共同して国に対し要望する。

平成24年6月14日市町村震災関係職員確保連絡会議第1回会議において了承
平成27年3月30日同会議第9回会議において一部改正了承

- ・ 以上の「1 市町における職員の採用」については、対応できる職種や予算的な制約がある。また、「2 他地方公共団体からの職員の派遣」についても、近年、地方公共団体が、強力に職員削減を進めており、派遣余力が大きくないことに鑑みると、限界がある。
- ・ そうした中で、3の取り組みが重要となるものであり、積極的に取り組む。
- ・ H24年度は以下の(1)から(4)について、市町にアンケート調査を実施し、その結果を基に取り組んだ。

(1) 地方振興事務所等による業務支援の強化

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。

(2) 民間等への業務委託

- ・ 県及び市町で共同して民間（UR等）及び国に対し要請する。

(3) 県の業務受託

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 業務受託について国の制度的対応が必要な場合には、市町及び県で共同して国に要望する。
- ※ 現在、災害廃棄物の二次処理や災害公営住宅の建設などについて、県が業務受託している。

(4) 仕事量の削減につながる業務の簡素化等

- ・ 県の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 国の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、市町及び県で共同して国に対し要望する。

- ・ 社会情勢の変化による修正
- ・ 文言の修正
- ・ これまでの取り組みを参考事項とした。

- ・ 事業の進捗に伴う修正

市町村復興関係職員確保アクション・プラン

凡例：【 】→主体、〔 〕→時期 ※→留意点、参考など

一 市町村震災関係職員確保連絡会議における情報共有・検討

- ・ 市町及び県において会議開催のみならずメール等の活用により効率的かつスピーディーに情報共有及び取り組みの検討を行うことにより、効率的・効果的・迅速な取り組みを推進する。
※ 市町及び県の内部においては、人事担当課と事業担当課との間で、適切に情報を共有する。
※ 市町と県との間においては、事業担当課相互間においても、適切に情報共有及び協議を行う。

二 市町村における復興関係職員の不足人数の把握

【市町、県】〔毎月1日現在で更新〕

- ・ 不足人数を適切に把握し、市町と県とで共有する。
- ・ 特に、市町において見込みが困難なものは、県において事業量から推計して示すなど、市町を支援する。

三 復興関係職員の不足を解消するための取組

1 市町における職員の採用

- ・ 2及び3を求める前提としても、市町の自助努力として、柔軟かつ積極的に実施することが求められる。
- ・ 県は、市町の自主性・主体性を尊重しつつ、指導助言及び支援に努める。
※ 以下の(1)から(3)まで及び(4)のうち特別職として採用する場合に要する経費については、その全額が震災復興特別交付税により措置される。また、(4)のうち特別職として採用する場合以外の場合については雇用創出基金事業を活用できる。

(1) 任期付職員の採用 【市町】〔随時〕

- ・ 県は、市町が希望する場合には、合同採用試験の取り組みを支援する。

【県】

※ 既に沿岸15市町全てが条例を制定し、任期付職員を採用している。

- ・ 全国の地方公共団体職員の派遣には限界があるため、民間や公務員OBなど国から情報提供される人材を即戦力として積極的に採用する。

※ 民間企業の従業員の身分を有したまま採用する場合も財源措置される。

- ・ 県は、沿岸部市町で勤務する意欲のある県内市町村職員OBの情報をとりまとめ、市町に提供する。【県】

(2) 再任用職員の採用 【市町】〔随時〕

※ 年金制度の改正による雇用と年金の接続の関係から再任用職員が増加しており、不足解消の方策として活用できる。

(3) 任期の定めのない常勤職員の採用 【市町】〔随時〕

(4) 臨時・非常勤職員の採用 【市町】〔随時〕

※ 民間企業の従業員の身分を有したまま地公法3条3項3号の特別職として採用する場合も財源措置される。

2 他地方公共団体への職員の派遣要請

(1) 現在、派遣頂いている団体に対する継続派遣要請【市町】

- ・ 現在、派遣頂いている職員について、そのほとんどが翌年度以降も引き続き必要となる。派遣元の地方公共団体に対し、継続派遣を要請する。

(2) 現在、不足している職員の派遣要請

ア 国への派遣あっせんの要請

- ・ 国が実施する派遣スキームにおいて、国へ要望する。

【市町→県→国】〔随時〕

イ 他地方公共団体への直接要請 【市町】

- ・ 市町においては、友好都市等の繋がりを活用した新規・継続派遣要請を積極的に実施することが求められる。

- ・ 県も、他都道府県に対し、当該都道府県職員又は当該都道府県内の市町村の職員の派遣について、直接要請する。
【県】〔市町と相談しつつ実施〕
- ・ 県内市町村に対しても、当該市町村職員の派遣について、直接要請する。
【県】

ウ 任期付職員を市町に代わり採用し、派遣

- ・ 県は、市町の希望に応じ、その実施について検討する。
【県】〔任期付職員の採用を希望する市町と調整〕
- ・ 全国の地方公共団体職員の派遣には限界があるため、イにあわせて他都道府県に実施を要請する。【市町・県】

エ 宮城県職員の派遣 【県】〔市町の要請に応じ、随時〕

- ・ 宮城県自体が膨大な復旧・復興事務を抱え、更なる派遣受け入れを必要としている状況ではあるが、緊急性・重要性の高い職については、市町村の要請に応じ、追加的派遣に努める。

(3) 翌年度以降の職員派遣を要請しない場合等

ア 他の市町への派遣先変更要請

- ・ 市町においては、復興事業の進捗により翌年度以降の職員派遣の全部又は一部を要請しない場合は、派遣元地方公共団体に対し、職員が不足している他の市町への派遣を要請する。【市町】
- ・ 県においては、他の市町への派遣が円滑に行われるよう市町と連携し、情報提供を行うとともに、必要に応じて当該派遣元地方公共団体と調整を行う。【県】

イ 任期を更新しない任期付職員の他の市町での採用

- ・ 市町においては、任期満了又は復興事業の進捗により任期付職員の任期を更新しない場合は、当該職員の意向を踏まえ、県を通じて当該職員を任期付職員として採用することを希望する他の市町に情報を提供する。【市町、県】

3 復興関係職員の必要数を削減するための取り組み

- ・ 以上の「1 市町における職員の採用」については、対応できる職種や予算的な制約がある。また、「2 他地方公共団体からの職員の派遣」についても、地方公共団体が職員削減を進めてきたことに加え、全国的な公共事業の増加により派遣余力が大きくないことに鑑みると、限界がある。
- ・ そうした中で、以下の取り組みが重要となるものであり、積極的に取り組む。
※ これまでに、市町へのアンケート調査やヒアリングを実施し、その結果を基に取り組んだ。

(1) 地方振興事務所等による業務支援の強化

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。

(2) 民間等への業務委託

- ・ 県及び市町で共同して民間（UR等）及び国に対し要請する。

(3) 県の業務受託

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 業務受託について国の制度的対応が必要な場合には、市町及び県で共同して国に要望する。
※ これまでに、災害廃棄物の二次処理や災害公営住宅の建設などについて、県が業務受託している。

(4) 仕事量の削減につながる業務の簡素化等

- ・ 県の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 国の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、市町及び県で共同して国に対し要望する。

平成24年6月14日市町村震災関係職員確保連絡会議第1回会議において了承
平成27年3月30日同会議第9回会議において一部改正了承